

新たに拡大する対象車種

	現行の対象車種	新たに拡大する対象車種
人の運送の用に供する自動車	車両重量3,000kg以下の	
	1 四輪車 (1) 自家用乗用自動車(ミニカー含む) 「3・5・7ナンバー及び軽5ナンバー」 (2) 事業用乗用自動車(個人タクシーに限る) 「3・5ナンバー及び軽5ナンバー」 2 自家用の二輪自動車(側車付のものを含む) 及び原動機付自転車	自動車 ◆拡大する主な車種 事業用乗用自動車(法人タクシー・ハイヤー)
貨物の運送の用に供する自動車	車両重量3,000kg以下かつ最大積載量2,000kg以下の	
	四輪車 (1) 自家用貨物自動車 「1・4ナンバー及び軽4ナンバー」 (2) 個人営業の事業用貨物自動車 「軽4ナンバー」	自動車 ◆拡大する主な車種 (1) 事業用貨物自動車 (2) 事業用二輪自動車
特種の用途に供する自動車	車両重量3,000kg以下かつ最大積載量2,000kg以下の	
	四輪車 (1) 自家用特種用途自動車 「8ナンバー」 (2) 個人営業の事業用特種用途自動車 「軽8ナンバー」	自動車 ◆拡大する主な車種 事業用特種用途自動車(介護タクシー)
作業内容を限定したロードサービス		キー閉じ込み、燃料切れの救援作業に限り、車両重量3,001kg以上の自動車を対象とする。
		但し、対象車種であっても、大型特殊自動車及び小型特殊自動車は除く。